



議案第五十一号

岩本地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）
		岩本地区 川 排水路改良工事
二	施行場所	三朝町大字西小鹿地内
三	工事の概要	延長 六七三メートル 鉄筋コンクリート角フリューム布設
四	事業費	一、二〇〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十七年度